

1 根拠

備前市アートカルチャー表彰（以下「表彰」という。）要綱（以下「要綱」という。）  
第8条の規定により、この表彰に関し必要な事項を定める。

2 表彰の基準

アートカルチャー賞の基準は、次のとおりとする。

(1) 国際大会等で上位入賞又はこれと同等の成績：上位入賞又はこれと同等の成績とは、最優秀賞、優秀賞、金賞、銀賞その他の当該大会等で優れた者に授与される成績をいう。ただし、入選、佳作等、多数の者が同一の評価で大会等の賞の授与対象とされる場合においては、大会等の性質、規模、社会的評価、大会等の賞の内容、文化芸術への貢献度を考慮し、相当と認めた場合にのみ対象とする。

(2) 国際大会等に出場、出展等：国際大会等に出場、出展、出品を行ったが、大会等の賞の授与対象とならなかった場合又は大会等の賞の授与対象となったが、(1)ただし書により(1)の対象とならなかった場合をいう。

(3) 全国大会等で上位入賞又はこれと同等の成績：(1)に同じ。

(4) 中国地区（ブロック）大会等で上位入賞又はこれと同等の成績：(1)に同じ。

3 表彰の基準（詳細）

表彰については、次の基準（詳細）で行うものとする。

(1) 予選を有しない大会等の場合

大会等の性質、規模、審査過程（第1次審査、最終審査など）等を考慮し、教育委員会が大会等規模を決定する。

(2) 複数回開催される開催規模の異なる同一大会の場合

複数回開催される開催規模の異なる同一大会については、上位又は下位の大会結果のどちらか一方を審査対象とすることができる。

**【例1】**複数回開催される同一大会等（中国地区（ブロック）大会等からの全国大会等への進出など）で、中国地区（ブロック）大会等で上位入賞、全国大会に出場、出展等する場合

(判断1) 全国大会等で上位入賞となった場合  
全国大会等での上位入賞で表彰する。

**【全国大会等区分】**

(判断2) 全国大会等で入賞外となった場合  
中国地区（ブロック）大会等の上位入賞を表彰する。

**【中国地区（ブロック）大会等区分】**

(3) アートカルチャー分野 表彰の対象となる分野は次のとおりとする。

- ① 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、工芸その他の芸術
- ② メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ③ 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の伝統的な芸能
- ④ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ⑤ 生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活にかかわる文化
- ⑥ 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ⑦ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民芸芸能（地域の人々によって行われる民族的な芸能）
- ⑧ その他教育委員会が対象と認める分野

【(参考) 要綱第2条に規定する大会等の例示】

演劇・・・全日本アマチュア演劇大会、全国青年大会演劇部門など

音楽・・・全日本吹奏楽コンクール、全日本合唱コンクール、日本音楽コンクール、全日本マーチングフェスティバル、全日本アンサンブルコンテスト、チャイコフスキー国際コンクール、国際声楽コンクール、大阪国際フェスティバル、日本国際音楽コンクールなど

舞踊・・・全日本舞踊コンクール、国際社交ダンスフェスティバルなど

美術・・・日展、院展、創画展、日本南画院展、東光展、光風会展、新制作展、一水会展、白日会展、創元展、旺玄展、示現会展、国展、春陽展、新世紀展、日洋展、行動展、主体展、二科展、二紀展、独立展、自由美術展、日彫展、日仏展など

文芸・・・芥川賞、直木賞、野間賞、川端康成文学賞、H氏賞、菊池寛賞、松本清張賞など

工芸・・・日展、日本伝統工芸展、日本現代工芸美術展、日本新工芸展など

書道・・・日展、日本書芸院展、毎日書道展、読売書法展など

写真・・・全日本写真連盟主催国際写真サロン展、日本写真会主催全国展、二科展など

その他・・・全国弁論大会、全国珠算大会、全国歌かるた大会、全国作文コンクール、国民文化祭の各文化芸術部門、文化庁芸術祭 など

(4) 表彰者

備前市民（大会等出場時及び受賞決定時点の住民票の有無、主たる居住地等により教育委員会長が決定する。）

(5) 選考の決定

審査後、速やかに選考の決定事項について適宜の方法で通知するものとする。該当となつた場合は、表彰の種類等を示し、表彰式の日時、場所等について表彰者との間で調整を行う。

(6) 奨励金

団体等の場合の奨励金

【例2】備前市民7名を含む団体（大会エントリー10名）が全国大会に出場、出展等をして、上位入賞した場合

奨励金 15,000円（上限75,000円）

$75,000 \div 7 \text{人} = 10,714.2 \text{円}$  → 【1,000円未満端数切捨】10,000円（1人当たり）

$10,000 \times 7 \text{人} = 70,000 \text{円}$

※表彰の推薦があった者のみ選考をします。推薦漏れには十分に注意してください。

4 その他

奨励金は、所得税法上の一時所得に該当しますので、申告が必要となる場合があります。詳しくは瀬戸税務署（Tel086-952-1155）又は備前市役所税務課（Tel0869-64-1815）へお問い合わせください。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則（内規 令和8年5月1日 備教文第30号）

この要領は、要綱の施行の日から施行し、同日以後にアートカルチャー表彰推薦書が提出された表彰者に係る選考から適用する。